平成27年度 きょうと元気な地域づくり 応援ファンド支援事業 の御案内

(募集要領)

京都知恵産業支援共同事業

新規之業

京都地域カビジネス

<募集期間>

平成27年4月1日(水)~4月17日(金)

公益財団法人 京都産業21

〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町 134 Tel:075-315-8848 Email:kaikaku@ki21.jp http://www.ki21.jp/fund/

\sim 目 次 \sim

1	さよつと元気な	地球.	ノく	ر۷ .) <u> </u> [⅓	シノ	ア	ソン	' <u>-</u>	.0.) 	l Hý	J	•	•	•	•	1
2	対象事業者 ·		٠		•	•													2
3	対象事業 · ·																		2
4	対象経費 · ·												•			•			3
5	助成率等・・・																		4
6	交付申請 · ·																		5
7	交付決定までの	流れ	٠	•		•							•						8
8	ハンズオン支援		•	•		•													8
9	採択後の責務等		•		•	•	•		•		•							•	9
10	留意事項 · ·		•		•	•	•		•							•		•	S
11	問い合わせ先		•		•				•				•					•	9
【参	考】																		
◆糸	納税証明書について											٠	•	•				1	С
◆ 3	蚀立行政法人中小企	業基盤	整值	莆機	緖	法	にる	おけ	ナる	5 ¢	ıIJ\	企	業 [:]	者の	クゴ	2義	S	1	С
提出	書類チェックシー	-	•		•	•					•							1	2
交付	中請書(様式第1	号)					•											1	3
事業	計画書(第1号0	01)																1	6
収支	· 予算書(第1号 <i>0</i>	02及	び	3))								•			•		1	9
事前	i着手届(様式第2	2号)																2	1

1 きょうと元気な地域づくり応援ファンドの目的

きょうと元気な地域づくり応援ファンドは、関係機関との連携により設置した基金の運用益を活用し、地域の様々な資源を活用した新しい事業にチャレンジする中小企業者等に対して、その事業の立ち上げ経費の一部を助成し、事業化を支援することで、地域力の再生を図ろうとするものです。

「きょうと元気な地域づくり応援ファンド」の概要

- 基金総額 50億円
- 助成総額 6,800万円

【京都知恵産業支援共同事業、新規創業、京都地域カビジネス合計】

- ・事業期間 平成20年度~30年度
- ・事業主体 公益財団法人京都産業21(以下「財団」という)
- 対象地域 京都府内全域

京都知恵産業支援共同事業とは

京都府、京都市、公益財団法人京都産業21、京都産業育成コンソーシアムでは、京都産業の育成を図ることを目的として、京都の持つ伝統、文化、自然、景観など地域資源の活用や地域の課題解決に資する事業で、中小企業の強み(知恵)を活かした経営革新等のための新しい事業を対象とし、きょうと元気な地域づくり応援ファンド(京都知恵産業支援共同事業分)と京都市知恵産業創造支援事業を共同で実施するものです。

京都産業育成コンソーシアムの概要

中小企業を顧客とする視点に立ち、思い切った産業育成策を展開するために、京都府・京都市・経済界の枠組を超え、伝統産業から先端産業まで、京都産業を担う中小企業の育成を強力に推進するオール京都による体制の構築を目指しています。

構成団体

京都府、京都市、京都商工会議所、公益社団法人京都工業 会及び公益財団法人京都産業21、公益財団法人京都高度 技術研究所

京都地域カビジネスとは

京都地域カビジネスとは、地域の課題解決を目的とし、自らが地域と連携協働して、ビジネス的手法で仕事や雇用を生み出しながら、継続していくことを目指す事業活動をいいます。

2 対象事業者

- (1) 京都府内に主たる事業所等を有し、経営の革新を行おうとする中小企業者 (独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年法律第147号)第2条 第1項各号に該当する者)、NPO法人(特定非営利活動促進法(平成10年 法律第7号)第2条第2項の規定により設立された特定非営利活動法人)、農 業生産法人
- (2) 京都府内において創業する者
- (3) 京都地域カビジネスを行おうと京都府内において創業する者、京都府内に主たる事業所等を有する中小企業者、NPO法人、農業生産法人
 - ※中小企業者については10~11ページを参照してください。
 - ※中小企業者であっても、以下のいずれかの項目に該当する者は除きます。
 - ①発行済株式の総数又は出資金額の1/2以上が同一の大企業の所有に属している者
 - ②発行済株式の総数又は出資金額の2/3以上が複数の大企業の所有に属している者
 - ③役員の総数の1/2以上が大企業の役員又は職員を兼ねている者
 - ※商工関係の協同組合等については、一経営体として創業や経営革新により収益 事業を行う場合に限って助成対象とします。
 - ※経営の革新とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいいます。
- ※創業する者とは、次のとおりです。
 - ①京都府内に事業所等を有し、平成26年1月以降に創業した個人又は法人
 - ②概ね平成27年7月末までに、個人又は法人により新たに事業を開始する者
- ※任意団体、公益法人等、農林水産関係の協同組合(農業協同組合、森林組合、 漁業協同組合等)などは対象外です。
- ※京都府税を滞納していないことが条件になります。
- ※過去に採択され、更なる経営革新に取り組むために交付申請する事業者は、審 査の上、3回まで助成金の交付を受けることが可能です。
- ※NPO法人及び中小企業者以外の農業生産法人が実施する事業に係る助成金の 総額は、助成総額の30%未満とします。

3 対象事業

(1) 京都が持つ伝統、文化、自然、景観などの地域資源の活用や地域の課題解決 に資する新しい事業で、次に掲げる事業

(事業分野)

- ① 地域の農林水産物資源を活用した事業
- ② 地域の伝統産品資源を活用した事業
- ③ 地域の鉱工業品の技術を活用した事業
- ④ 地域の観光資源を活用した事業
- ⑤ 商店街の活性化に役立つ事業

- ⑥ 福祉向上・子育て支援に役立つ事業
- ⑦ 環境対策に役立つ事業

(想定される事業内容)

研究開発、商品開発、販路開拓、商品化の可能性調査等

(2) 対象外事業

- ① 同一事業について、国や府等の公的な助成金等の交付を受けている場合又は受けることが決まっている場合は応募できません。また、交付決定以降についても同一事業で助成金等の交付を重複して受けることはできません。
- ② 実現可能性の乏しい事業 (公的機関の許認可等の見込みが十分ではない事業を含む)
- ③ 平成28年3月31日までに全ての対象経費の支出が完了しない事業
- ④ 交付決定(7月上旬予定)前に着手している事業。ただし、やむを得ない 事由により、交付申請日以降で交付決定前に事業に着手しようとする場合 は、着手前に、事前着手届(様式第2号)を提出する必要があります。
 - ※事前着手をされる場合、事前着手届を提出されても、申請事業が採択されない場合や採択金額が申請額より減額される場合があり、その場合は事前着手に係る経費について、全額又は申請額からの減額分が自己負担となりますのでご注意ください。

4 対象経費

対象経費は、応募事業の実施に直接必要な経費として明確に区分できる次に掲げる経費です。

区分	項	目
事	① 原材料費(試作品等の製作に必要 ② 機械装置・工具器具の購入、製造 (総事業費の50%以下とする) ③ 外注加工費	
業	③ 外注加工費 ④ 技術コンサルタント料、デザイン ・ 対 対	守費用又は建物修繕費 ラシ作成費、情報誌掲載費用等)
費	① 専門家に対する講師謝金及び旅費 ① 調査研究費(データ購入及び調査 ② 知的財産権取得に要する弁理士等 ③ その他助成事業の事業目標を達成	の手続に係る費用
事務費	① 従事者旅費(事業者等の国内旅費 ② 会議費、会場借料、借損料、印刷 通信運搬費、光熱水費、通訳料、 消耗品費、雑役務費(項目が特定 ③ アルバイト賃金及び交通費(短期 (ただし、事務費の合計は総事業費の	製本費、資料購入費、 翻訳料、保険料、備品購入費、 できない事務費) 的なものに限る)

※対象外となる経費は、次のとおりです。

人件費(従業員の給与費等)、借入れに伴う元金及び支払利息、公租公課 (消費税、地方消費税等)、不動産購入費、官公署に支払う手数料等(印紙代 等)、接遇費(飲食及び接待費)、税務申告及び決算書作成等のための税理士 等に支払う費用、振込手数料、使途が特定できない費用、その他公的資金の使 途として社会通念上不適切と認められる費用

※助成事業の主たる業務を外部に委託する場合は、総事業費の50%以下とします。

5 助成率等

- (1)助成率 3分の2以内
- (2) 助成限度額 300万円以内 〔助成額は千円単位とします。〕
- (3) 助成総額 6,800万円

〔京都知恵産業支援共同事業、新規創業、京都地域カビジネスの合計〕

- (4) 対象期間 交付決定日から平成28年3月31日までの期間とします。
 - ※ 助成金は、事業完了報告確認後の精算払いを原則としますが、助成事業者から別途に定める様式等により、概算払の請求があり、事業主体が必要と判断した場合は、交付決定額の2分の1を限度として概算払を受けることができます。
 - ※ 助成事業の完了により助成事業者に相当の利益を生ずると認められるときは、交付した助成金の一部に相当する金額を納付していただく場合があります。なお、その収益の納付内容及び実施方法については、別途通知します。
- (5) 平成27年度の助成方針

次の事業について重点的に支援します。

- 中小企業の強み(知恵)を活かした経営革新等の取組【京都知恵産業支援共同事業】
- 新規創業事業
- 京都地域カビジネスの推進事業
- 北部地域の活性化推進事業
- ※ 北部地域の活性化推進事業は、各区分(京都知恵産業支援共同事業、新規 創業、京都地域カビジネス)の中で重点的に支援を行います。

6 交付申請

(1)申請書の提出先

平成27年4月17日(金)午後5時までに、下記の所管区域の受付に持参してください(土、日、祝日は除く)。なお、郵送での受付けはいたしませんので、ご注意ください。

① 京都知恵産業支援共同事業

所管区域	受付・問い合わせ先	電話番号
京都市	(公財)京都高度技術研究所 新事業創出支援部 〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町134	075-315-3708
	(公財)京都産業21 経営革新部 経営改革推進グループ 〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町134 京都府産業支援センター内	075-315-8848
	京都商工会議所 知恵産業推進室 〒604-0862 京都市中京区烏丸通夷川上ル	075-212-6470
	京北商工会 経営支援課 〒601-0251 京都市右京区京北周山町上寺田1-1	075-852-0348
	(公社) 京都工業会 業務課 〒615-0801 京都市右京区西京極豆田町2	075-313-0751
向日市、 長岡京市、大山崎町	(公財)京都産業21 経営革新部 経営改革推進グループ 〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町134 京都府産業支援センター内	075-315-8848
字治市、城陽市、 八幡市、京田辺市、 木津川市、久御山町、 井手町、宇治田原町、 笠置町、和東町、 精華町、南山城村	京都府山城広域振興局農林商工部 商工労働観光室 〒611-0021 宇治市宇治若森7の6	0774-21-2103
亀岡市、南丹市、 京丹波町	京都府南丹広域振興局農林商工部 商工労働観光室 〒621-0851 亀岡市荒塚町 1-4-1	0771-23-4438

福知山市、舞鶴市、 綾部市	京都府中丹広域振興局農林商工部 商工労働観光室 〒625-0036 舞鶴市字浜2020	0773-62-2506
宮津市、京丹後市、 伊根町、与謝野町	京都府丹後広域振興局農林商工部 商工労働観光室 〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855	0772-62-4304

② 新規創業及び京都地域カビジネス

所管区域	受付・問い合わせ先	電話番号
京都市、向日市、長岡京市、大山崎町	(公財)京都産業21 経営革新部 経営改革推進グループ 〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町134 京都府産業支援センター内	075-315-8848
宇治市、城陽市、 八幡市、京田辺市、 木津川市、久御山町、 井手町、宇治田原町、 笠置町、和東町、 精華町、南山城村	京都府山城広域振興局農林商工部 商工労働観光室 〒611-0021 宇治市宇治若森7の6	0774-21-2103
亀岡市、南丹市、 京丹波町	京都府南丹広域振興局農林商工部 商工労働観光室 〒621-0851 亀岡市荒塚町 1-4-1	0771-23-4438
福知山市、舞鶴市、 綾部市	京都府中丹広域振興局農林商工部 商工労働観光室 〒625-0036 舞鶴市字浜2020	0773-62-2506
宮津市、京丹後市、 伊根町、与謝野町	京都府丹後広域振興局農林商工部 商工労働観光室 〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855	0772-62-4304

[※]電話番号はお掛け間違いのないようご注意願います。

(2)提出書類

〇印の書類を1部ずつ提出してください。申請時には、全ての必要書類が整っていることを確認してください。

- ※ 原則としてワープロで作成し、両面コピー及びホッチキス止めはしないでください。
- ※ (★) の書類については、原本(押印したもの)が必要です。
- ※ 不採択の場合でも、交付申請書等は返却しませんので御了解ください。

必要書類	法人	個人
提出書類チェックシート	0	0
交付申請書(様式第1号)(★)	0	0
文刊中調音 (陳氏弟)号)(★)	※原本	※原本
事業計画書(第1号の1)	0	0
収支予算書(第1号の2)	0	0
支出内訳明細書(第1号の3)	0	0
事前着手届(様式第2号)	0	0
※事前着手する場合のみ必要	※原本	※原本
定款、規約、役員名簿	0	
※規約は組合等の場合 ※個人及び創業予定者は不要		
法人登記事項証明書(全部事項証明書・発行日から3ヶ月以内のもの)(★)	0	
※個人及び創業予定者は不要	※原本	
前期の決算書(貸借対照表・損益計算書・製造原価報告書(製造業のみ))の写		
し又は確定申告書の写し		
※創業1年未満の場合は、前期の確定申告書の写し又は税務署への事業開始	0	0
届の写し		
※創業予定者は不要		
府税に滞納がないことの証明(★)	0	0
	※原本	※原本

(3) 申請書類は、財団のホームページからダウンロードすることができます。 (URL:http://www.ki21.jp/fund/)

【併願申請について】

京都市内に主たる事業所があり、(公財)京都産業21へ京都知恵産業支援共同事業に申請される事業者で、京都市知恵産業創造支援事業の要件に該当する事業者は、京都市の京都知恵産業支援共同事業にも同時に申請することができます(併願申請)。この場合、京都市長あての申請書、京都市の前年度の市税の納税証明書も併せて提出してください。

併願申請で採択された場合は、(公財)京都産業21又は、京都市のいずれかの採択となります。

注: 京都市知恵産業創造支援事業については、京都産業育成コンソーシアム発行の「平成27年度京都知恵産業支援共同事業のご案内(募集要領)」をご覧ください。(参考URL: http://www.kyoto-conso.jp/)

7 交付決定までの流れ

(1)審査委員会の開催

学識経験者、支援団体、金融機関等からなる審査委員会において申請内容を 評価します。なお、審査委員会は非公開で行われ、経過等の問い合わせには応 じられません。

※ 京都地域カビジネスの区分について

審査において、申請内容が京都地域カビジネスの区分よりも京都知恵産業支援共同事業や新規創業の区分として審査するのが適当と判断された場合は、それらの区分で審査させていただきますので、ご了承ください。

- ①書面選考 平成27年5月(予定)
 - ※ 応募が多数あった場合のみ行います。
 - ※ 提出書類の書面審査により本審査に進む案件を選考します。
- ②本審査 平成27年5月~6月(予定)
 - ※ 書面選考の通過者を対象とします(書面選考を行わない場合はこの限りでありません)。
 - ※ 申請者から事業内容等のプレゼンテーションを行っていただき、面接及 び提出書類の内容を総合的に評価します。

(2) 評価基準

次の観点から申請事業を総合的に評価します。

- ① 事業の新規性
- ② 事業の市場性
- ③ 事業の実現可能性
- ④ 地域活性化への波及効果
- ⑤ 事業遂行能力

(3) 交付決定の通知

採択の可否などは、文書により各申請者に通知します。(7月上旬予定)

(4) 採択事業の公表

採択事業については、財団のホームページ等で7月上旬に公表(事業者名、 代表者名、事業概要、交付金額等)します。

(5) 助成金の交付

助成金は平成27年度の予算の範囲内で交付します。そのため、採択された場合でも、申請額の全額について応じられない場合がありますので御了解ください。

8 ハンズオン支援

助成事業者は、事業の推進に関して、中小企業診断士等、財団の登録専門家等から、予算の範囲内で、無料で助言を受けることができます。

助言を受けるに際しては、別に定める申請書を事前に提出してください。

9 採択後の青務等

(1) 事業成果及び経理の報告

助成事業者は助成事業終了後10日以内又は平成28年4月5日(火)のいずれか早い日までに助成事業実績報告書(成果報告、決算報告)を提出してください。

(2) 関係書類等の保存期間

平成33年3月31日まで(関係書類等は助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存していただくことになっています。)

(3) 成果の公表

事業成果については、ホームページ等で公開することがあります。

(4)取得財産の取扱い

本事業により取得した財産の所有権は、助成事業者に帰属するものとします。本事業による取得財産等について、助成事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従ってその効果的運用を図ってください。

10 留意事項

(1) 重複助成の回避

同一事業で他の助成金等に採択された場合は、速やかに本事業の担当者に報告してください。

(2) 不正行為に対する措置

助成事業の実施において不正行為(ねつ造、改ざん、盗用等)又は関係法令等の違反が認められた場合には、本事業への採択を取り消すとともに、助成金の全部又は一部の返還を求めます。

(3)検査の実施

この助成事業に係る予算の執行の適正を期するために、必要があるときは報告を求め、また、職員による現地検査を行うことがあります。

また、国費が充当されていることから、会計検査院の検査対象になるため、 会計検査院による現地検査等の対象となる場合があります。

11 問い合わせ先

(公財)京都産業21 経営革新部 経営改革推進グループ 〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町134 京都府産業支援センター内 LEL: 075-315-8848 ※土、日、祝日は除く 8時30分~12時、13時~17時15分

【参考】

◆ 「納税証明書」(府税に滞納がないことの証明)

(1) 納税証明書を請求するには

納税証明書交付請求書に、証明を受けようとする方の氏名(法人の場合は名称)、住所(法人の場合は所在地)、使用目的、納税証明を希望する事項等必要事項を記載し、押印の上、府税の窓口に提出してください。

※京都府のHP「納税証明書の交付」をご覧ください。

http://www.pref.kyoto.jp/zeimu/11600056.html

※【使用目的】・・・・・・・「きょうと元気な地域づくり応援ファンド支援事業助成金申請」

【提出先】・・・・・・・「(公財)京都産業21」

【納税証明を希望する事項】・・「府税に滞納がないことの証明」

- ※交付請求者が、証明を受けようとする納税者本人でないときは、委任状を添付してください。
- ※交付請求者が法人で、本店が府外にあり、支店(営業所)長名で申請される場合には、委任状の添付は不要です。
- ※納税証明書交付請求書のダウンロードはこちらをご覧ください。

http://www.pref.kyoto.jp/zeimu/11600008.html

(2) 交付を受けられる場所

各府税事務所、各振興局税務室・府税出張所、京都府庁税務課

※事務所等の所在地、電話番号等はこちらをご覧ください。

http://www.pref.kyoto.jp/zeimu/11600061.html

(3) 受付時間

土、日、祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時を除く)

(4) 交付手数料

原則として、1 証明事項につき 400 円となります。京都府収入証紙を購入していただく必要があります。

- ◆ 独立行政法人中小企業基盤整備機構法における中小企業者の定義
- 〇 独立行政法人中小企業基盤整備機構法

(定義)

- 第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をい う。
- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 百人以下の会社及び個人であって、サービス業(第五号の政令で定める業種を除く。) に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が

五十人以下の会社及び個人であって、小売業 (次号の政令で定める業種を除く。) に属する事業を主たる事業として営むもの

- 五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、 その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの
- 六 企業組合
- 七 協業組合
- ハ 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、政令で定めるもの
- 〇 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令

(中小企業者の範囲)

第一条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法 (以下「法」という。)第二条第一項第 五号 に規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及 び従業員の数は、次の表のとおりとする。

	業種	資本金の額又は出資の 総額	従業員の数
_	ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	三億円	九百人
=	ソフトウェア業又は情報処理サー ビス業	三億円	三百人
Ξ	旅館業	五千万円	二百人

- 2 法第二条第一項第八号の政令で定める組合及び連合会は、次のとおりとする。
- 一 事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会
- 二 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- 三 商工組合及び商工組合連合会
- 四 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
- 五 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であって、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が五千万円(卸売業を主たる事業とする事業者については、一億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人(卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、百人)以下の従業員を使用する者であるもの
- 六 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の三分の二以上が五千万円(酒類卸売業者については、一億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人(酒類卸売業者については、百人)以下の従業員を使用する者であるもの
- 七 内航海運組合及び内航海運組合連合会であって、その直接又は間接の構成員たる内 航海運事業を営む者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資 の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの
- ハ 技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が法第二条第一 項第一号 から第七号 までに規定する中小企業者であるもの

		平成27年度	E	申請区分	}
		きょうと元気な地域づくり応援ファンド支援事業 京都市知恵産業創造支援事業 提出書類チェックシ―ト (□に√を記入して確認してください)	併願	づくり応援	京都市知 恵産業援事 造支援事 業専願
		提出書類チェックシート			
		きょうと元気な地域づくり応援ファンド交付申請書(様式第1号)(★)	□ ※原本	□ ※原本	
		京都市知恵産業創造支援事業交付申請書(第1号様式)(★)	□ ※原本		□ ※原本
		事業計画書(第1号の1)			
		収支予算書(第1号の2)			
		支出内訳明細書(第1号の3)			
		きょうと元気な地域づくり応援ファンド事前着手届(様式第2号)(★) ※事前着手する場合のみ必要	□ ※原本	□ ※原本	
		京都市知恵産業創造支援事業事前着手届(第2号様式)(★) ※事前着手する場合のみ必要	□ ※原本		□ ※原本
提出	主 粘	定款、規約、役員名簿			
((★)は、「	原本(押印	※規約は組合等の場合。個人及び創業予定者は不要 法人登記事項証明書(全部事項証明書・発行日から3ヶ月以内のも			
したもの)が必要)		(a) (★)	│	│	│ □ ※原本
		※個人及び創業予定者は不要 前期の決算書(貸借対照表・損益計算書・製造原価報告書(製造業の み))の写し又は確定申告書の写し		N.M. I	ZIVIN 1
		※創業1年未満の場合は、前期の確定申告書の写し又は税務署 への事業開始届の写し ※創業予定者は不要			
		府税に滞納がないことの証明(★)	□ ※原本	□ ※原本	
		前年度の法人市民税の納税証明書(★)	※原本		※原本
		固定資産税・都市計画税(土地・家屋)の納税証明書(★) ※納税義務がない(固定資産を所有していない)場合は、納税証明書 が発行されない旨を記載した文書(任意様式)(★))	□ ※原本		□ ※原本
		提出書類は全てA4サイズ片面印字になっていますか?			
		法人の場合は代表取締役印、個人の場合は個人印が押印されていますか?			
	交付 申請書	補助事業名は、事業計画書に記載しているものと一致していますか?			
		交付申請額は千円単位になっていますか?(ファンド。市は円単位。)			
		交付申請額は、収支予算書に記載しているものと一致していますか?			
		事業の種類は一つだけ選択していますか?(複数不可)			
	事業 計画書	実施時期は平成27年7月から平成28年3月の間になっていますか? ※事前着手届を提出する場合は、着手予定日から平成28年3月の間			
		交付申請額は支出総額に100/108を乗じた額の2/3以内となっていますか?			
注		収入内訳書と支出内訳書の合計額は一致していますか?			
注意 事項		計算は合っていますか?			
77		収入内訳書は税抜きで、支出内訳書は税込みで記載されていますか?			
	収支	支出内訳書の項目は、募集要領3P「4 対象経費」に沿った内容になっていますか?			
	予算書	機械装置・工具器具の購入、製造、改良、据付、借用に要する費用は 総事業費の50%以下になっていますか?			
		事業の主たる業務を外部に委託する場合は、その費用が総事業費の 50%以下となっていますか?			
		事務費の合計は総事業費の20%以下となっていますか?			
		対象外経費が含まれていませんか?(従業員給与費、建物購入費、海外旅費等)			
	士山西部	収支予質書の内容を網羅していますか?			
	支出内訳 明細書	計算は合っていますか?			
		合計額は、収支予算書に記載のものと一致していますか?			

平成 年 月 日

(あて先)

公益財団法人京都産業21 理事長 様

所 在 地名 称 (企業名等)代表者名 (職・氏名)

きょうと元気な地域づくり応援ファンド支援事業助成金交付申請書

京都知恵産業支援共同事業 新規創業 京都地域カビジネス 共 通

下記のとおり助成事業を実施したいので、きょうと元気な地域づくり応援ファンド支援事業助成金交付要領第6条の規定により、助成金の交付を願いたく関係書類を添えて申請します。

記

千円

- 1 助成金交付申請額 金
- 2 添付資料
 - (1) 事業計画書 (事業者等の概要及び申請する事業内容)
 - (2) 収支予算書(収入及び支出内訳書)
 - (3) 決算書又は確定申告書写し

()	左創業のため 土活仕	平成	年	月
	年創業のため未添付	İ	第	期

- ※ 前期の決算書(貸借対照表、損益計算書・製造原価報告書(製造業のみ))の写 し又は確定申告書の写しを添付してください。
 - ・ 創業1年未満の場合は、前期の確定申告書の写し又は税務署への事業開始届の 写しを添付してください。
 - 創業予定者は不要。
- (4) その他
 - ※ 定款、規約、役員名簿、法人登記事項証明書(発行日から3ヶ月以内のもの。 原本)を添付してください(個人及び創業予定者は不要)。
 - ※ 府税の納税証明書(府税に滞納がないことの証明。原本)を添付してください。

京都知恵産業支援共同事業を申請の方で、京都市知恵産業創造支援事業に併願申請される方は京都市長あての申請書も併せて提出のうえ次の欄に○を記入してください。

併願申請する

	※ 該当するもの1つを○で囲んでください。
	ア 地域の農林水産物資源を活用した事業
	イ 地域の伝統産品資源を活用した事業
事業の	ウ 地域の鉱工業品の技術を活用した事業
種類	エ 地域の観光資源を活用した事業
	オ 商店街の活性化に役立つ事業
	カー福祉向上・子育て支援に役立つ事業
	キ 環境対策に役立つ事業
事業区分	※ 該当するもの1つを○で囲んでください。 京初知恵音業末採井日恵業 新規創業 京初地域力でジネス
	京都知恵産業支援共同事業 新規創業 京都地域力ビジネス
	(過去に本事業に採択された事業者は記載してください)
	・採択年度 平成 年度
	・採択事業の状況及び今回の計画との関連
過去の	
採択状況	
	(専門家によるアドバイス支援を用意しています。アドバイス希望の内
ハンズオン	容を記載してください。)
希望内容	
1	

(必須事項。わか	いりやすく具体的にご記入ください。)
	① 解決したい地域の社会的課題
	② その解決方法 (詳しくは事業計画書で説明)
地域の社会的課	
題とその解決方	
法、連携協働	
	③ 地域との連携協働の体制と内容

◆京都地域力ビジネスに申請される場合は必ず記載してください。

事業計画書

1 事業者等の概要(2枚以内にまとめてください。)

名称(企業名等)				
代表者 (職・氏名)				
従業員数	人	資本金等		千円
所在地	TEL () — e-mail: URL:	FAX () –	
担当者	職・氏名 TEL () - e-mail:	FAX(携帯: -) –	
創業時期		設立時期	Я	
業種		,		
3期分決算推移	前々期(~~)	前期(~) 今期予	想 (~)
売上高(千円)				
経常利益 (千円)				
主な事業内容				
事業の沿革				
自社の強み				
事業認証・認定の 実績	(京都産業育成コンソーシアム 考に、認証・認定の実績がある			nso.jp/nintei/などを参
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				

2 申請する事業内容(6枚以内にまとめてください。)

	(01XXF31CXCWC \12CV-6)
事業名	(概ね30字以内で事業内容が概観できるタイトルを記入してください。)
事業内容	(具体的事業内容、事業の目的、計画の目標(利益計画とその根拠)を記載してください。)
実施時期	平成 年 月 ~ 平成 年 月 ※やむを得ない事由により、交付申請日以降で交付決定前に事業に着手しよ うとする場合は、着手前に、事前着手届(様式第2号)を提出する必要が あります。
事業の新規性	

事業の市場性					
事業の実現可能性					
地域活性化への 波及効果					
本事業を実施する体制 (事業者内部・外部支 援者名・委託先等)					
本事業の売上高等の 見込み	売上高(千円) 経常利益(千円) 雇用(人)	今其 (27. ~ 人 (延	28.3)	事業終了後一年 (28.4~29.3) 人(延べ	事業終了後二年目 (29.4~30.3) 人(延べ 人)
当該年度に他の補助 金・助成金等を受けた 実績(申請中のものを 含む)	補助金・助成	· 文金等名	Ż	村象事業	金額(千円)

収 支 予 算 書

1 収入内訳書 (単位:千円)

項目	金	額
<助成(補助)金>		
交付申請額		
<自己資金等>		
自己資金		
借入金		
その他		
合 計		

2 支出内訳書 (単位:千円)

	項	目	金	額
<事業費>				
<事務費>				
	合	計		

- 注 支出額は、消費税及び地方消費税額を含んだ金額で記載してください。 ただし、消費税及び地方消費税は助成(補助)対象外であるため、交付申請額は支出額に 100/108を乗じた額の2/3以内となります。
- 注 支出内訳書は、対象経費の項目ごとに記載してください。
- 注 対象経費の明細は、(第1号の3) 支出内訳明細書に記載してください。

第1号の3

支 出 内 訳 明 維 書

華															
金額(千円)							0							0	0
内訳(内容,積算単価,数量等を具体的に記入してください)															
項目															
K M	華業					量 小	事務					₩ \/	11111 11111		

平成 年 月 日

公益財団法人京都産業21 理事長 様

所 在 地 名 称(企業名等) 代表者名(職·氏名)

きょうと元気な地域づくり応援ファンド支援事業助成金事前着手届

年 月 日付けできょうと元気な地域づくり応援ファンド支援事業助成金の交付を申請している下記の事業について交付決定前に着手しますので、届け出ます。

なお、本件について交付決定がなされなかった場合、又は交付決定を受けた助成額が交付申請額に達しない場合においても異議は申し立てません。

記

- 1 事 業 名
- 2 事前着手の理由
- 3 着手予定年月日

※ 事前着手の理由については、その必要性がわかるよう、具体的に記述してください。